2　中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）申請手続フロー

申請者　　**長野県**

R7.8.7~R7.10.2までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げて、「1,061円」以上とする

「交付申請書」
「事業計画書」の作成
（様式第１号、第１号の２・３）

→ **提出** →

「交付申請書」及び「事業計画書」の審査

※交付申請から決定まで約１か月程度の審査期間を要します。

← **交付（不交付）決定通知** ←

（交付決定通知が来たら）
計画に基づき、事業（設備投資等※）の実施

※**設備投資等は、交付決定後**に行う必要があります。

＜事業実施期間中＞

事業計画を変更する場合
（様式第３号）

→ **変更承認申請書** →
← **承認（不承認）通知** ←

審査・通知

事業計画を廃止する場合
（様式第３号）

→ **廃止承認申請書** →
← **承認（不承認）通知** ←

審査・通知

＜事業完了＞
（経費の支払いも含む）

事業完了日から起算して30日を経過する日 or
令和８年**３月**~~10日~~**24日**のいずれか早い日　まで
※実績報告書の提出期限を延長しました

「実績報告書」の作成
（様式第５号、第１号の２・３）

→ **提出** →
← **額の確定** ←

「実績報告書」の審査

「請求書」の作成
（様式第６号）

補助金の受領

→ **提出** →
← **補助金支払い** ←

「請求書」の審査
（原則20日以内）

以下の①or②のいずれか遅い日から起算して１月以内
①賃金額を引き上げてから実績報告手続を行った日の前日
②賃金額を引き上げてから６月を経過した日

「状況報告書」の作成
（様式第４号）

→ **提出** →

「状況報告」の審査

事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに
（仕入控除税額が０円の場合を含む。）

「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」作成
（様式第７号）

→ **提出** →

「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の審査

（返還が生じる場合）

← **返還金の請求** ←
→ **返還金の支払い** →

（審査の結果、返還が生じる場合）